

【参考3】建築物の安全確保のための最近の主要な手続きの見直し等の経緯及び大阪府建築行政マネジメント計画の変遷

大阪府建築物安全安心実施計画 (平成 11～16 年度)	大阪府建築物安全安心計画 (平成 17～22 年度)	大阪府建築安全マネジメント計画 (平成 22～26 年度)
推進すべき施策		
・工事監理制度の適正化とその徹底 ・中間検査及び完了検査の確実な実施 ・違反建築物対策の総合的な推進等 ・消費者に対する積極的情報提供	・工事監理制度の普及啓発 ・中間検査及び完了検査の受検促進 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・既存建築物対策の推進 ・新たな建築物の安全・安心対策の推進 ・府民への広報と情報開示の推進	・適正円滑な建築確認検査 ・工事監理制度の普及啓発 ・中間検査及び完了検査の確実な実施 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・定期報告制度の活用等による適正な維持管理 ・既存建築物に関する安全性の確保 ・既存建築物の有効活用 ・事故発生時の迅速・適確な対応 ・消費者等への情報提供等
重大事件事故・災害		
・新宿歌舞伎町雑居ビル火災(H13.9) ・六本木ヒルズ自動回転ドア事故 (H16.3)	・構造計算書偽装事件 (H17.11) ・東京都港区エレベーター戸開走行事故 (H18.6) ・新潟県中越地震 (H19.7) ・大阪市個室ビデオ火災(H20.10) ・群馬県屈有料老人ホーム火災(H21.3) ・札幌市認知症高齢者グループホーム火災 (H22.3) ・東日本大震災 (H23.3)	・福山市ホテル火災(H24.5) ・長崎市認知症高齢者グループホーム火災(H25.2) ・福岡市有床診療所火災(H25.10) ・貸しルーム火災 横浜市(H26.1) 川口市(H26.2)(H26.4)
法改正等		
●建築基準法の一部を改正する法律 (平成 10 年 6 月 12 日公布、平成 11 年 5 月 1 日施行) ・中間検査の導入 ・建築確認・検査の民間開放 など ○建築物安全安心推進計画について (H11.4.6 日付け局長通知) ・工事監理業務の適正化とその徹底 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・中間検査及び完了検査の適確な実施 ○小規模雑居ビルにおける建築基準法令違反に係る告発の事務処理について (H14.1.4 日付け課長通知) ○既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて (H14.4.11 日付け課長通知) ○既存建築物に係る違反対策推進計画について (H14.4.11 日付け課長通知) ・定期報告制度の運用強化 ・違反対策推進体制整備の拡充 ・違反是正の徹底 ●建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法の一部を改正する法律 (平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 17 年 6 月 1 日施行) ・既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設 ・既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化 など ○建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について (H17.3.31 日付け課長通知) ・事故情報の把握 ・消防部局等関係行政機関との連携体制の整備 ・事故情報に対する対応	●建築物の安全性の確保を図るための建築基準法の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 92 号) ・構造計算適合性判定の導入 ・確認検査等に関する指針の策定による審査の厳格化 ・指定確認検査機関に対する指導監督の強化 など ●建築士法の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 114 号等) ・所属建築士の定期講習の受講義務付け ・設計・工事監理業務の適正化等 ・高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化 など ●建築基準法施行規則の改正等 (平成 20 年 4 月 1 日施行) ・定期報告に係る調査検査の項目、方法、基準の明確化 ・報告内容の充実 など ●建築基準法施行規則 の一部改正 (平成 22 年国土交通省令第 7 号) ●確認審査等に関する指針の一部改正 (平成 22 年国土交通省告示第 2 4 4 号) ・建築確認審査の迅速化 ・申請図書の簡素化 ○建築行政マネジメント計画策定指針の制定について (技術的助言) (平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号) 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 3. 違反建築物等への対策の徹底 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 5. 事故・災害時の対応 6. 消費者への対応 7. 執行業務体制の整備 ○建築確認手続き等の運用改善を図るための建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (技術的助言) (平成 22 年 5 月 26 日付け国住指第 933 号、国住街第 29 号) ・建築行政マネジメント計画に基づく取組の推進 など	●建築基準法の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 54 号) ・構造計算適合性判定制度の見直し ・指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設 ・定期調査・検査報告制度の強化 ・建築物の事故等に対する調査体制の強化 など ●建築士法の一部を改正する法律の概要 (平成 26 年法律第 92 号) ・書面による契約等による設計等の業の適正化 ・建築士事務所の所属建築士の登録及び変更の届出義務化 など ○建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について (技術的助言) (平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号) 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 3. 違反建築物等への対策の徹底 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 5. 事故・災害時の対応 6. 消費者への対応 7. 執行備

大阪府建築行政マネジメント計画（第1次） （平成 27～31 年度）	大阪府建築行政マネジメント計画（第2次） （令和 2～6 年度）	大阪府建築行政マネジメント計画（第3次） （令和 7～11 年度）
推進すべき施策		
・適正・円滑な建築確認審査の推進 ・適正な建築設計の推進 ・適切な工事監理及び中間・完了検査の推進 ・建物の適切な維持管理による安全性の確保 ・迅速・的確な違反建築物指導及び事故対応 ・府民への情報提供等	・適正な建築設計の推進 ・適正・円滑な建築確認審査等の実施 ・適切な工事監理の実施 ・中間・完了検査の確実な実施 ・建物の適切な維持管理 ・迅速・的確な違反建築物指導 ・迅速的確な事故対応及び災害対応 ・府民への情報提供等	・建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 ・違反建築物対策等の徹底 ・建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・事故・災害時の対応 ・消費者への対応 ・執行業務体制の整備
重大事件事故・災害		
・川崎市簡易宿所火災(H27.5) ・広島市飲食店火災(H27.10) ・熊本地震(H28.4) ・埼玉県大規模倉庫火災(H29.2) ・札幌市寄宿舎火災(H30.1) ・大阪北部地震(H30.6)	・東京都八王子市木造共同住宅の屋外階段落下事件（R3.4） ・大阪市北区ビル火災（R3.12） ・能登半島地震（R6.1）	
法改正等		
●建築基準法の一部を改正する法律 （平成 30 年法律第 67 号） ・建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大 ・建築物の維持保全に関する規定の整備 など ●建築士法の一部を改正する法律 （平成 30 年法律第 93 号） ・建築士試験の受験資格の見直し、実務経験の対象実務の拡大 ・建築士事務所の図書保存の見直し など ○建築行政マネジメント計画策定指針の改定について （技術的助言）（令和 2 年 2 月 5 日付け国住指第 3643 号） 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 3. 違反建築物等への対策の徹底 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 5. 事故・災害時の対応 6. 消費者への対応 7. 執行業務体制の整備	●脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 （令和 4 年法律第 6 9 号） ・原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け ・審査対象の見直し など ●建築基準法施行令の一部を改正する政令 （令和 5 年政令第 34 号） ・建築物の定期調査等の対象拡大 など ●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 （令和 5 年法律第 58 号）（第 13 時地方分権一括法） ・建築基準適合判定資格者の受験資格の見直し など ●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 （令和 6 年法律第 53 号）（第 14 次地方分権一括法） ・計画通知の民間開放 など ○建築行政マネジメント計画策定指針の改定について （技術的助言）（令和 7 年 3 月 11 日付け国住指第 415 号） 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 3. 違反建築物等への対策の徹底 4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 5. 事故・災害時の対応 6. 消費者への対応 7. 執行業務体制の整備	